



アクティビティノート 〈第148号〉

Contents

2009年5月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2009年5月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~7)
2. ちょっと注目「まつ毛エクステンション」でまぶたが腫れた! (P.8)
3. 入手資料の紹介 (P.9)
4. メディア情報から (P.9)
- 5.暮らしに役立つ法律の話「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(P.10)

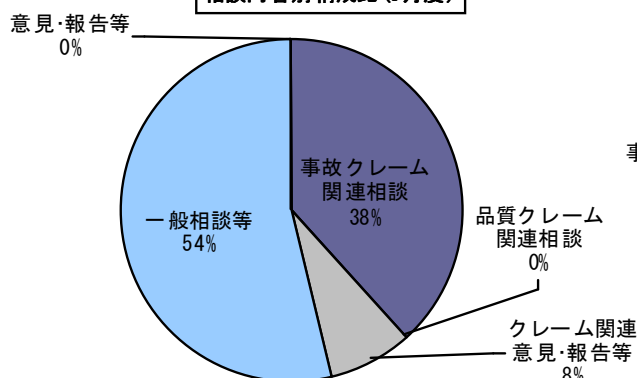
1. 相談業務

1. 1. 相談受付件数

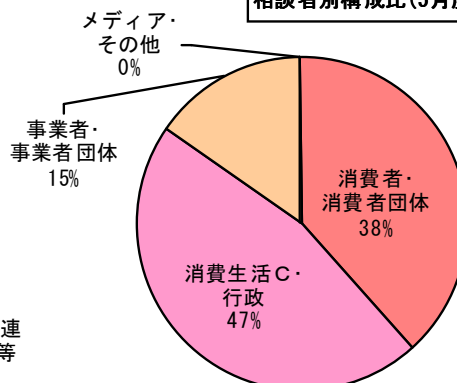
2009年5月度 相談受付件数 (4/21~5/22 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	0	0	3	0	5	38%
消費生活C・ 行政	3	0	0	3	0	6	47%
事業者・ 事業者団体	0	0	1	1	0	2	15%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	5	0	1	7	0	13	
構成比	38%	0%	8%	54%	0%		100%

相談内容別構成比(5月度)



相談者別構成比(5月度)



相談内容区分 (改訂 2003年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

一クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－5件

1. “まつ毛エクステンション”（※自分のまつ毛に人工まつ毛を接着して長くする方法で、洗顔しても取れない）の施術サロンに勤めた経験がある知人A氏に個人的に依頼して、比較的安い料金で“まつ毛エクステンション”の施術を受けた。施術は3ヵ月前から5回に分けて行われ、4回目（1ヵ月半くらい前）の後にまぶたが腫れた。そのときは翌日に腫れが治まったが、5回目（10日前）の後に再びまぶたが腫れ、痛みも生じた。皮膚科を受診し、処方された塗り薬を使用して少しよくなってきているが、まだ完治はしていない。そのことについてA氏に伝えたが、「使用した“まつ毛エクステンション”用接着剤は、以前に勤めていたサロンでも使用していた△△社の〇〇で、腫れや痛みの原因になることはないはず」と言って、謝罪の言葉はなかった。インターネットでいろいろ調べたところ、東京都が“まつ毛エクステンション”による危害に関する情報提供を行っていた(<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/chemical/eyelashes.html>)ことが分かった。また、「“まつ毛エクステンション”を業として行うことは、美容師法に基づく『美容行為』に該当する」との情報もあったが、A氏は美容師の免許を持っていない。消費生活センターに相談したところ、「費用を受け取ったなら『業』とみなされるだろう。必要であればサポートするが、まずは当事者どうして話し合うように」と言われたので、A氏に連絡を試みているところである。一方、△△社に〇〇の成分を問い合わせたところ、「シアノアクリレートと顔料だ」と言われたので、シアノアクリレートとはどのような成分で、揮発した場合にどのくらいの範囲に影響を及ぼすものなのか教えてほしい。〈消費者〉

⇒シアノアクリレートは、水分と反応すると急激に固まる性質があることから、いわゆる“瞬間接着剤”の主成分として用いられています。シアノアクリレート系接着剤は一般に、溶剤等の揮発性の成分は使用していません(詳しくは日本接着剤工業会(<http://www.jaia.gr.jp/>)にお問い合わせください)が、種類によっては、皮膚に接触すると人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあり、粘膜の弱い目周辺部に使用する場合には特に注意が必要です。

※ ちょっと注目「“まつ毛エクステンション”でまぶたが腫れた！」(P.8)もご覧ください。

2. 「スーパーマーケットで購入した△△社製の清涼飲料水〇〇(500mlPETボトル)を4日前に開封した際に、キャップをつかんだ左手の薬指に長さ約2cmの浅い切り傷を負った。ボトルを見たら、首の部分に1mmくらいの突起があった。医者にはかからず自分で絆創膏

を貼って、現在はほぼ治っている。△△社に申し出たところ、同社の社員が来たが、謝罪の言葉はなく、『調査して報告する』と言って現物を持って帰った。他の店で〇〇を見たら、同じように首の部分に突起があったので、他の人が同様の被害を受ける可能性があるのではないか」という相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応してくれるか。

〈消費生活C〉

⇒まずは貴センターから△△社に事実関係を確認して、必要であれば現物を確認されては
いかがですか。

3. 「ハンドソープで手を洗ったついでに、その泡をティッシュに付けて小型液晶テレビの画面を拭いたところ、画面がギラつくようになった。テレビのメーカーによると『画面のコーティングがはげた場合の修復は不可能』とのことだ。ハンドソープのメーカー△△に損害賠償を請求したところ、『誤使用により生じた被害については当社は責任を負いかねる』と言われた。しかし、製品にはテレビの画面に使えないことは表示されておらず、そのように使用することは一般にあり得ることなので、納得できない」という相談を受けている。どのように考えられるか。〈消費生活C〉

⇒ハンドソープは手を洗うためのものであり、適さない使用として一つ一つ記されていない
くても、手洗い以外に使用することは用途外使用にあたると思われる。それによって生
じた被害について△△社の責任を問うことは、やはり難しいと思われま。しかし、当
センターは法的責任の有無について判断できる立場にはなく、最終的な判断は法的な場
に委ねられます。

4. 「100円ショップで購入した△△社製の靴クリーム(無色)を、付属のスポンジでベージュの靴に塗布して使用したところ、靴に傷がついて、黒っぽくなってしまった。△△社に申し出て、使用した靴クリームと靴を送って調べてもらった。その結果、『靴クリームが原因ではない』と言われたが、納得できない。△△社に、靴を元通りにするか、または弁償してもらいたい」という相談を受けている。詳しいことはまだ聞いていないが、当センターは靴についてはよく分からないので、化学製品PL相談センターで対応してくれるか。〈消費生活C〉

⇒当センターも、靴に関する専門的知見は持ち合わせておりません。今のお話だけでは、靴の材質、靴クリームの成分、靴および靴クリームの使用上の注意に関する表示、相談者が実際に使用した方法などが不明ですが、「靴クリームが原因ではない」との根拠について、△△社に合理的な説明を求めるとともに、必要であれば当該靴のメーカーの見解も確認してみるよう、相談者にお伝えください。

5. 4ヵ月くらい前に100円ショップで除湿剤(タンクタイプ)4個を購入し、出窓(はめ殺し)のテーブル板の上、押入れの中などに置いて使用していた。1ヵ月くらい前に、掃除をし

ていて、出窓のテーブル板の上の書類が濡れていることに気付いた。除湿剤の内容液が漏れていたらしく、容器の中がほとんど空になっていたが、テーブル板は水分が染みこまない材質のため、拭き取ることができた。他の3箇所を確認したところ、2箇所については問題がなかったが、押入れの中で使用していた除湿剤が、やはりほとんど空になっていて、ストープを入れた段ボール箱などが濡れていたほか、押入れの床板にも染みこんでしまったようだ。漏れた除湿剤の容器(材質:ポリプロピレン)には、いずれも目に見える傷や孔はない。このままでは気が治まらないので、除湿剤のメーカーに、押入れの床板の修復と慰謝料を要求したいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒まずは、当該除湿剤のメーカーに被害内容等を申し出て、要求を伝えてみてください。

(なお、除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けています。塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると「化学やけど」を起こす恐れがあります。漏れた液を処置する際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします。)

◆ クレーム関連意見・報告等— 1件

1. 農業を営んでいる。あぜ道の除草用に、非農耕地用除草剤〇〇(農薬) 5本を、昨日、ホームセンターで購入した。「レジ袋」に入れた〇〇を、横にした状態で車の助手席に置いて、1時間くらいかけて帰宅した後、レジ袋の下のノートと和菓子の紙包装が濡れていることに気付いた。運転中も何か臭いがしており、普段から農薬の臭いに慣れていたので気にしなかったが、〇〇が漏れていたようだ。購入したホームセンターに戻って申し出たところ、対応した店長が、車の中の臭いが〇〇の臭いと同じであることを確認した。また、〇〇のキャップ(材質:ポリプロピレン)は開栓の有無が確認できる構造で、購入した5本のうちの1本が、未開栓にもかかわらずキャップの内側の方から下に向かって濡れていたほか、ボトルの胴部に巻かれたラベルフィルムに緩みが生じ、フィルムとボトル本体(半透明、材質:ポリエチレン)との間も濡れていた。容量は500mlで、ラベルに印刷されている目盛から判断すると10mlくらい中身が減っていたが、ボトルには目に見える傷や孔はなかった。店長に現物の写真を撮ってもらった後、店長から「輸入元に調べてもらうので預らせてほしい」と言われたので、現物を渡した。そうしている間に自分は気分が悪くなり、吐き気・下痢・頭痛・手足のしびれ等の症状が現れた。ホームセンターから帰宅する途中で、包装の異常に気付かないまま和菓子を食べたので、その和菓子に〇〇が付着していた可能性がある。ホームセンターの店長から「診療費は負担するので、すぐに医師の診察を受けるように」と言われ、救急病院に行って、

胃と腸の洗浄、血液と尿の検査を受けた後、一晚入院した。病院からもらった診断書によると、「急性薬物中毒で1週間の経過観察が必要」とのことだ。病院から帰宅後、〇〇の輸入元△△から自宅に連絡があった。これまでの状況を説明し、治療費を要求したのだが、「検討してみる。とりあえず治療を続けるように」と軽くあしらわれ、対応に誠意が感じられない。自分としては、製造物責任(PL)法に基づき、治療費および休業補償を△△社に要求したいと考えている。現時点では△△社から回答をもらっていないが、とりあえずこれまでの経緯の報告のみしておきたい。【報告】〈事業者(農業従事者)〉

◆ 一般相談等

- ◆ 「畳替えをするにあたり、畳の下に防虫シートを敷きたいが、小型犬を飼っているため、防虫シートの安全性について知りたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉
⇒畳業者に小型犬を飼っていることを伝え、使用する防虫シートの成分、安全性等について、畳業者またはメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。
- ◆ 昨年(平成20年)の夏に、「市販のエアコン洗浄スプレーを使用してエアコンを洗浄後に、妻と子供が体調不良になった」という相談を受けて、化学製品PL相談センターに相談した者である。その相談者から、「今年の件をきっかけに、妻が“化学物質過敏症”を発症しているのではないかと思う。対策を考える参考までに、昨年以降、エアコン洗浄スプレーによる同様の被害に関する相談が寄せられていれば教えてほしい」という問い合わせを受けたが、どうか。〈消費生活C〉
⇒その後、同様の相談は当センターには寄せられていません。奥様の症状については、一度専門の病院に相談してみるよう、相談者にお勧めください。
- ◆ 数日前に、帽子(材質:ポリエステル)を数時間かぶっていたところ、頭周りの皮膚に何となく違和感を感じた。目視では確認できず、痛みやかゆみはないので、医者にはかかっていない。この帽子は1年くらい前に購入したものだが、今まではこのようなことはなかった。2週間くらい前にこの帽子をドライクリーニングに出し、クリーニングから戻ってきた後はカバーを外して2~3日間おいてあったのだが、ドライクリーニング溶剤が残っていて頭皮に影響したのだろうか。クリーニング店に申し出るつもりはないが、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒一般に、クリーニング店での乾燥が不十分な場合、衣類等にドライクリーニング溶剤が残っていることがあり、長時間皮膚に接触していると皮膚障害を起こす可能性があります(参考:独立行政法人 国民生活センター「クリーニングした衣類で化学やけど!—残留し

たドライクリーニング溶剤でー」http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-19990305_1.pdf。

しかし今回の件については、今のお話だけでは具体的にどのような違和感があるのか分かりかねます。ご心配であれば、医師の診察を受けてください。

- ◆ 公営の賃貸集合住宅に息子(未成年)と二人で住んでいる。一人でいるときに限って、家電製品が作動しなくなったり、玄関や窓のところに何か液体がまかされていたり、外出先から帰宅したときに玄関ドアの鍵が開いていて室内に何かスプレーがまかされていたりする。隣人による嫌がらせのようだが、警察に相談しても信じてもらえず、防犯カメラを設置してみたがうまく映らない。液体やスプレーの影響だと思うが、咳、手足の冷え・しびれ、肩の炎症、足指の内出血、鼻血など、体にもさまざまな異常が現れており、それぞれ別の病院で風邪、肺炎、五十肩などと診断されている。事情があって転居はできないので、取りあえずまかれた液体を分析して成分を明らかにしたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用はご自身の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われまます。

- ◆ 6～7年前に当社(A)が物流業者(B)に販売した木製平パレット(C社製)について、最近、B社から当社(A)に次のような連絡があった。「1年くらい前にD社によって輸入され、陸揚げ後に麻袋に詰められた農産物(豆類)を、当社(B)の当該農産物専用倉庫内で、貴社(A)から購入したパレットに載せて保管していた。4ヵ月くらい前に、D社の指示によって、その農産物のうちの10tを、当社(B)が貨物自動車(ウィング車)1台で運搬し、食品加工会社(E)に納入したが、その後、E社から『臭気検査の結果、不合格となった』という返品された。D社が現物を確認したところ、臭気が認められ、D社から食品検査機関(I)に依頼して、返品された農産物から採取したサンプルについて、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノールおよび2,4,6-トリクロロフェノールの分析が行われた。その結果、2,4-ジクロロフェノールが0.2ppb、2,6-ジクロロフェノールが0.1ppb検出され、2,4,6-トリクロロフェノールは未検出であった。これを受けて、当社(B)は、木材検査機関(II)に依頼して、返品された農産物を載せていたパレットについて、同じ項目の分析を行った。その結果、2,4-ジクロロフェノールおよび2,6-ジクロロフェノールは1ppb以下で、2,4,6-トリクロロフェノールは40ppb検出された。これらの結果について、パレットを販

売した貴社(A)としての見解を示してほしい」というもので、これを受けて当社(A)は、パレットの同等品(未使用品)の分析を木材検査機関(Ⅲ)に依頼したところである。一方、2,4,6-トリクロロフェノールが、その農産物によって2,4-ジクロロフェノールまたは2,6-ジクロロフェノールに変化する可能性について知りたいと思い、保健所に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(事業者)

⇒一般的な情報としては、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「化学物質総合情報提供システム」(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)によると、2,4,6-トリクロロフェノールは、融点が69°C、蒸気圧が0.024mmHg、すなわち、常温では固体でガス化しにくい物質であり、また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく分解性(自然的作用による化学的変化を生じにくいものであるかどうか)の判定は「良分解性」とのことです。一方、2,4-ジクロロフェノールおよび2,6-ジクロロフェノールの分解性の判定は、「難分解性」とのことです。しかし、実際にパレット中の2,4,6-トリクロロフェノールが、ガス化して当該農産物に移行し、分解されて2,4-ジクロロフェノールまたは2,6-ジクロロフェノールに変化するかどうかについては、試験してみないと分からないでしょう。なお、当該農産物そのものの問題については、B社の倉庫に残っているもの、また入手可能であれば別の場所で保管されたもの等を分析するなどによって、問題発生の範囲を絞り込むことも必要と思われます。

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中!

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル
TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604
URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

2. ちょっと注目

—毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

“まつ毛エクステンション” でまぶたが腫れた！

「“まつ毛エクステンション”（※自分のまつ毛に人工まつ毛を接着して長くする方法で、洗顔しても取れない）の施術後にまぶたが腫れて、皮膚科で治療を受けている。施術者は知人で、“まつ毛エクステンション”サロンに勤めた経験はあるが、美容師の免許は持っていないという。施術に使用された接着剤のメーカーに問い合わせたところ、主成分はシアノアクリレートとのことだ。シアノアクリレートとはどのような成分で、揮発した場合にどのくらいの範囲に影響を及ぼすものなのか」という相談が、当センターに寄せられました。

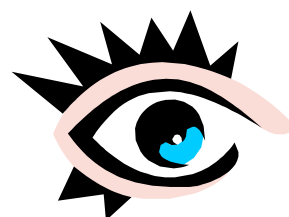
シアノアクリレートは、水分と反応すると急激に固まる性質があることから、いわゆる“瞬間接着剤”の主成分として用いられています。シアノアクリレート系接着剤は一般に、溶剤等の揮発性の成分は使用していませんが、種類によっては、皮膚に接触すると人によってはアレルギー反応によるかぶれを起こすことがあり、粘膜の弱い目周辺部に使用する場合には特に注意が必要です。また、目に入った場合、目をこすると眼球を傷つける恐れがあります。できるだけ瞬きもしないで、すぐに多量の水で洗眼した後、すみやかに医師の手当てを受ける必要があります（アセトンやはがし液などは絶対に使用してはいけません）。

さて、平成20年2月に、東京都は、全国の消費生活センターへの“まつ毛エクステンション”による危害に関する相談件数が増加したことから、危害の拡大を防止するための情報提供を行いました（<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/chemical/eyelashes.html>）。それを受けて厚生労働省は、“まつ毛エクステンション”は美容師法に基づく美容行為に該当するとして、全国の自治体に対し、当該行為による事故等が起きないように管下の美容所等の営業者等に周知徹底を図ることなどを通知しています（平成20年3月7日健衛発0307001号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知）。つまり、“まつ毛エクステンション”を業として施術する場合は、都道府県に届出を行った美容所において、厚生労働大臣の免許を受けた美容師が行わなければならないということです。

一方、最近では、自分でできる“まつ毛エクステンション”用キットも市販されています。マスカラやアイシャドウなど、薬事法上の「化粧品」に該当するものについては、その品質、有効性および安全性の確保のために必要な規制（例えば、成分の表示等）が設けられています。しかし、薬事法における「化粧品」の定義は、概ね、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」とされており、“まつ毛エクステンション”用の接着剤は、人工まつ毛を接着するために用いるものであることから薬事法が適用されません（詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください）。

また、家庭用接着剤（動物系のものでアスファルト系のを除く）については、家庭用品品質表示法に基づき、種類、成分、毒性（劇物を使用している場合）、用途、正味量、取扱い上の注意、ならびに製造業者等の名称および住所または電話番号を表示することが義務づけられています。しかし、“まつ毛エクステンション”用の接着剤はこの法律の対象にされていない（詳しくは、同法を所管する経済産業省にお問い合わせください）ため、成分等の表示が義務づけられていません。

“まつ毛エクステンション”は、施術者の技術力、使用する接着剤等の成分、施術を受ける人の体質・体調などによっては、目やまぶたにトラブルが起こる可能性があります。“まつ毛エクステンション”を行うにあたっては、知識・技能・衛生面などにおいて信頼できる美容師・美容所、および成分等が確認できる接着剤等を選択するようにしましょう。



3. 入手資料の紹介

—2009年5月度に化学製品PL相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』No8、DEC. 2008 ;
特集 室内汚染—シックハウス対策を中心に—
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況(09年3月分)」2009年5月14日
3. ガス石油機器PLセンター『INFORMATION』2009.4
4. 家電製品PLセンター『インフォメーション(2009年4月度)』
5. 消費生活用製品PLセンター『PLセンターダイジェスト』No2009-1(平成21年5月)

4. メディア情報から

—新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

- * 消費者庁が今秋にも発足 (4/21 朝日)
- * 注目集める裁判外紛争解決手続(ADR)・・・4月から国民生活センターでも活動開始 (5/9 産経)
- * 東京都が子供用のトレーナーや髪留めに含まれるホルムアルデヒドを調査、一部の商品から高い濃度が検出 (5/20 産経)
- * IH調理器で揚げ物などを調理中に誤使用などにより発火に至ったと思われる事故が相次ぎ、経済産業省が注意喚起 (5/14 日経)
- * 4月から始まった「長期使用製品安全点検・表示制度」(4/24 朝日、4/29 読売、5/14 読売、5/15 毎日)

.....★ 出前講師のご案内 ★.....

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例をもとに、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL.03-3297-2602 担当：藤田)



暮らしに役立つ法律の話

日常生活において知っているとかかと役立つ法律等について紹介します。

第3回 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

私たちの身の回りの製品には、その品質や性能の向上などの目的で、いろいろな化学物質が用いられています。しかし、これらの化学物質が、場合によっては健康被害の原因となってしまうことがあるため、**有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律**によって、「有害物質」を含有する「家庭用品」¹⁾について、保健衛生上の見地から必要な規制が行われています。

ここでいう「有害物質」とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として国が定めているもので、具体的には、塩化水素、塩化ビニル、DTTB²⁾、ジベンゾ[a,h]アントラセン、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、APO³⁾、TDBPP⁴⁾、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物、BDBPP⁵⁾、ディルドリン⁶⁾、ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、メタノール、有機水銀化合物、および硫酸を指します(平成21年5月末現在)。

これらの有害物質について、それぞれ対象となる家庭用品と、その有害物質の含有量、溶出量または発散量に関する基準などが定められています。例えば、ジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン、およびベンゾ[a]ピレンについては、継続的に皮膚に接触した場合に発がんの恐れがあることなどから、クレオソート油を含有する家庭用木材防腐剤および木材防虫剤、ならびにクレオソート油およびその混合物を用いて処理された家庭用の防腐木材および防虫木材への含有量(濃度)が規制されています。園芸用に用いられるまくら木、杭、柵など、家庭用であれば用途や形状にかかわらずこの対象となり、基準に適合しない場合には販売等ができません。



このような基準がないものについても、「家庭用品」を製造・輸入する事業者は、それに含まれる化学物質によって健康被害が生じることのないようにする責務があります。また、消費者も、日頃から製品の材質や成分に関心を持つよう心がけるとともに、安全かつ効果的に使用するために製品に表示された注意事項をよく読んで、正しく取り扱うことが大切です。

注¹⁾ 主として一般消費者の生活の用に供される製品をいい、食品衛生法、薬事法などに基づく安全規制の対象となっているものは除かれます。

²⁾ 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

³⁾ トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド

⁴⁾ トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

⁵⁾ ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

⁶⁾ ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン

★ 詳しくは…

厚生労働省「家庭用品の安全対策」 <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

東京都「家庭用品の安全」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/anzen/>

※ 次号の『アクティビティーノート』は、7月10日頃に発行の予定です。お楽しみに。